

教 育 公 報

三重県教育委員会

目 次

人事異動	○ 三重県教育委員会委員の異動について	教育総務課	1頁
お知らせ	○ 三重県公立学校情報機器整備基金条例	小中学校教育課	1頁
	○ 三重県立中学校条例	小中学校教育課	2頁
	○ 公立学校職員定数条例の一部を改正する条例	教職員課	2頁
	○ 三重県立高等学校条例の一部を改正する条例	教育政策課	3頁

人 事 異 動

任期満了に伴い、次のとおり三重県教育委員会委員の異動がありました。

令和6年3月25日

三重県教育委員会

就任 安田悦子

任期 令和6年3月25日から令和10年3月24日まで

退任 北野誕水

退任年月日 令和6年3月24日

お 知 ら せ

令和6年3月25日付け三重県公報号外に、教育委員会関係条例が次のように掲載されました。

三重県公立学校情報機器整備基金条例をここに公布します。

令和六年三月二十五日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県条例第一号

三重県公立学校情報機器整備基金条例

(設置)

第一条 県又は市町が行う初等中等教育段階の公立学校における情報機器の整備に係る事業に要する経費の財源に充てるため、三重県公立学校情報機器整備基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第二条 基金には、一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）の定める額を積み立てる。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生じる収益は、予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(処分)

第五条 基金は、基金の設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、予算の定めるところにより処分することができる。

(繰替運用)

第六条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(条例の効力)

2 この条例は、令和十一年三月三十一日限り、その効力を失う。この場合において、基金に残余財産があるときは、当該残余財産の額に相当する金額を予算に計上して、国庫に納付するものとする。

(経過措置)

3 前項前段に規定する期限までに実施された基金の設置の目的を達成するための事業に係る精算については、この条例の規定は、令和十一年六月三十日（同日までに当該精算が完了した場合にあつては、当該精算が完了した日）までの間は、なおその効力を有する。

三重県立中学校条例をここに公布します。

令和六年三月二十五日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県条例第四号

三重県立中学校条例

(設置)

第一条 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二条の規定に基づき、三重県立中学校を設置する。

(名称及び位置)

第二条 前条の規定による三重県立中学校の名称及び位置は、次の表のとおりとする。

名 称	位 置
三重県立みえ四葉ヶ咲中学校	津 市

(規則への委任)

第三条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 この条例に基づき設置される学校への入学に係る必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

公立学校職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和六年三月二十五日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県条例第二十号

公立学校職員定数条例の一部を改正する条例

公立学校職員定数条例（昭和三十二年三重県条例第九号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(県立学校職員の定数)</p> <p>第三条 県立学校の職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 高等学校 校長、教員、養護教員及び実習助手 二、八四六 六人 事務職員及び技術職員 二四九人 その他の職員 五六人 計 三、一五一人</p> <p>二 特別支援学校 校長、教員、養護教員、実習助手及び寄宿舎指導員 一、二〇四人 栄養教諭及び学校栄養職員 一四人 事務職員 七三人 その他の職員 三人 計 一、二九四人</p> <p>(市町立学校職員の定数)</p> <p>第四条 市町立学校職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 小学校(義務教育学校の前期課程を含む。) 校長及び教員 五、八九七人 養護教員 三五〇人 栄養教諭及び学校栄養職員 一〇五人 事務職員 三六五人 計 六、七二七人</p> <p>二 中学校(義務教育学校の後期課程を含む。) 校長及び教員 三、三四〇人 養護教員 一五〇人 栄養教諭及び学校栄養職員 三四人 事務職員 一七六人 計 三、七〇〇人</p>	<p>(県立学校職員の定数)</p> <p>第三条 県立学校の職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 高等学校 校長、教員、養護教員及び実習助手 二、八六七 七人 事務職員及び技術職員 二五三人 その他の職員 五七人 計 三、一七七人</p> <p>二 特別支援学校 校長、教員、養護教員、実習助手及び寄宿舎指導員 一、二二三 三人 栄養教諭及び学校栄養職員 一三人 事務職員 七九人 その他の職員 三人 計 一、三〇八人</p> <p>(市町立学校職員の定数)</p> <p>第四条 市町立学校職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 小学校(義務教育学校の前期課程を含む。) 校長及び教員 五、九一九人 養護教員 三五一人 栄養教諭及び学校栄養職員 一〇九人 事務職員 三六七人 計 六、七四六人</p> <p>二 中学校(義務教育学校の後期課程を含む。) 校長及び教員 三、三四五人 養護教員 一五一人 栄養教諭及び学校栄養職員 三三人 事務職員 一七五人 計 三、七〇四人</p>

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

三重県立高等学校条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和六年三月二十五日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県条例第二十一号

三重県立高等学校条例の一部を改正する条例

三重県立高等学校条例(昭和三十九年三重県条例第四十六号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表第一(第二条関係)			別表第一(第二条関係)		
名称 (略)	位置 (略)	設置課程 (略)	名称 (略)	位置 (略)	設置課程 (略)

三重県立木本高等学校	(略)	(略)	三重県立木本高等学校	(略)	(略)
三重県立熊野青藍高等学校	熊野市	全日制			
同 紀南分校	南牟婁郡御浜町	全日制			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

附 則

- 1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例に基づき設置される学校への入学に係る必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。